

## (仮称) 第 4 期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定について

## 1 策定の目的

- 本市では、障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、平成 26 年 3 月に「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下「プラン」) を策定したところであるが、このプランに掲げた目標等を達成するため、各種施策・事業の計画的な推進に取り組む必要がある。
- このような中、障害者総合支援法(以下「法」)においては、障がい者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、市町村に障がい福祉サービス計画の策定が義務付けられていることから、第 3 期計画の計画期間(平成 24 年度～26 年度)の終了に伴い、新たに第 4 期計画を策定する。

## 2 計画の位置付け

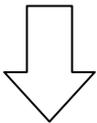
- 法第 88 条に定める市町村障害福祉計画
- プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

## ※法第 88 条

市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

## 第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン(H26～29)

障がい者施策全般にわたる総合的な施策を定めた計画



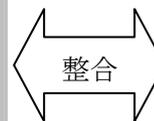
プランに掲げる「障がい福祉サービスの充実」を具現化する実施計画として推進

## (仮称) 第 4 期宇都宮市障がい福祉サービス計画(H27～29)

障がい福祉サービスの安定的な確保を図るための計画

## 【計画の主な内容】

- 国の基本指針に基づき、「目標値」を設定
- 地域の実情を踏まえた「サービス見込量及び見込量の確保策」を設定



法 88 条に基づく国の基本指針

## 3 計画期間

平成 27 年度～平成 29 年度(3 年間)

## 4 策定経過

- 平成26年 4月 庁議（策定体制・スケジュール）  
5月～ 障がい者団体等との意見交換会実施  
6月 サービス利用者及び事業者へアンケート調査  
7月～ 庁内策定委員会開催（策定委員会4回・作業部会4回）  
8月～ 障がい者自立支援協議会開催（4回）  
10月～ 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催（3回）

## 5 計画の内容・特徴

### （1）内容

- ・「(仮称)第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(素案)(概要版)・・・別紙1
- ・「(仮称)第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(素案)・・・別紙2

### （2）特徴

#### ア 地域生活への移行を促進する取組の充実

- ・ 障がい者が入所施設等から地域生活へ移行できるよう、地域における居住の場となるグループホームの整備促進を図る。
- ・ 地域で生活している障がい者をはじめ、地域生活へ移行した障がい者が、住み慣れた場所で安心して生活できるよう、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の充実を図る。

#### イ 障がい児を含む総合的な障がい福祉サービスの充実

- ・ 児童福祉法に基づく障がい児の通所支援について、今後も身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児を対象としたサービスを計画に位置づけ、障がい児を含めた総合的な障がい福祉サービスの充実を図る。

## 6 今後のスケジュール

- 平成26年12月 パブリックコメント実施  
平成27年 2月 障がい者自立支援協議会開催  
社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催  
3月 庁議付議